

# 女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画

平成 28 年 3 月 31 日策定

八戸市長・八戸市立市民病院事業管理者  
八戸市交通部八戸市長・八戸市議会議長  
八戸市教育委員会・八戸市農業委員会  
八戸市選挙管理委員会・八戸市代表監査委員  
八戸地域広域市町村圏事務組合管理者  
八戸地域広域市町村圏事務組合消防本部消防長

女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号。以下「法」という。）第 15 条に基づき、八戸市長、八戸市立市民病院事業管理者、八戸市交通部八戸市長、八戸市議会議長、八戸市教育委員会、八戸市農業委員会、八戸市選挙管理委員会、八戸市代表監査委員、八戸地域広域市町村圏事務組合管理者及び八戸地域広域市町村圏事務組合消防本部消防長が策定する特定事業主行動計画である。

## 1 計画期間

本計画の期間は、平成 28 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までの 5 年間とする。

## 2 女性職員の活躍の推進に向けた体制整備等

組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進するため、本計画の策定・変更、本計画に基づく取組の実施状況・数値目標の達成状況の点検・評価等について関係部署と連携し、必要に応じて協議等を行うこととしている。

## 3 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標

### ◇ 女性職員の活躍に関する状況把握

法第 15 条第 3 項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成 27 年内閣府令第 61 号。以下「内閣府令」という。）第 2 条に基づき、市長部局、市民病院、市交通部、市議会事務局、市教育委員会事務局、市農業委員会事務局、市選挙管理委員会事務局、市監査委員事務局、八戸地域広域市町村圏事務組合事務局及び消防本部において、女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った。

- (1) 採用した職員に占める女性職員の割合 (平成 27 年 4 月 1 日採用)

採用者数	うち女性	割合
144 人	79 人	54.9%

- (2) 平均した継続勤務年数の男女の差異 (平成 27 年 4 月 1 日現在)

女性	男性	差 (女性－男性)
12.2 年	16.7 年	△4.5 年

- (3) 職員一人当たりの各月ごとの超過勤務時間 (平成 26 年度)

4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月
24.3 時間	24.3 時間	20.4 時間	20.9 時間	19.0 時間	23.0 時間
10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
23.2 時間	23.0 時間	23.2 時間	23.7 時間	20.2 時間	22.6 時間

- (4) 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合 (平成 27 年 4 月 1 日現在)

管理職数	うち女性	割合
247 人	34 人	13.8%

- (5) 各役職段階に占める女性職員の割合 (平成 27 年 4 月 1 日現在)

部・次長級	課長級	課長補佐級	班長級
12.3%	14.4%	24.4%	41.3%

- (6) 男女別の育児休業取得率及び平均取得期間 (平成 26 年度)

区分	女性	男性
取得率	100%	1.1%
平均取得期間	1 年 1 か月	1 か月

- (7) 男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加休暇の取得率及び平均取得日数

(平成 26 年度)

区分	配偶者出産休暇	育児参加休暇
取得率	71.3%	11.5%
平均取得期間	2.3 日	3.8 日

#### ◇ 女性職員の活躍の推進に向けた目標

当該課題分析の結果、女性職員の活躍を推進するため、次のとおり目標を設定する。

男性職員の家庭生活（家事・育児・介護等）への関わりを推進することは、配偶者である女性のキャリアアップや継続就業等、女性の活躍推進に資するものである。

このことから、男性職員の積極的な育児参加を促すため、平成 32 年度までに、制度が利用可能な男性職員の配偶者出産休暇の取得率を 100%、育児参加休暇の取得

率を 50%以上にすることを目標とする。

妻が出産した際の各種休暇の取得を徹底させることにより、男性職員の育児休業取得の意識を高め、次世代育成支援特定事業主行動計画（平成 23 年 1 月 1 日策定）に定める男性職員の育児休業取得率 10%の目標に近づけるよう努める。

#### 4 女性職員の活躍の推進に向けた目標を達成するための取組及び実施時期

3 で掲げた数値目標の達成に向け、次に掲げる取組を実施する。

平成 32 年度までに、制度が利用可能な男性職員の配偶者出産休暇、育児参加休暇を取得しやすいよう、制度について、庁内情報ネットワーク等を活用し、職員への周知を徹底する。